KPMG

KPMG Japan e-Tax News

No.337　9 July 2025

税務情報

2025 年度税制改正 ― 財務省及び中小企業庁からの公表情報

1. 財務省 ―「令和 7 年度 税制改正の解説」の公表

財務省は 7 月 9 日、「令和 7 年度 税制改正の解説」を公表しました。

「税制改正の解説」は財務省より毎年 7 月に公表されるもので、各税制改正事項が詳細に解説されています。また、改正の背景や趣旨のほか、条文からは読み取ることができない解釈なども含まれていますので、改正内容の理解に役立ちます。

2. 中小企業庁 ― 中小企業経営強化税制に関する資料の更新及び公表

2025 年度税制改正では、中小企業経営強化税制において、その類型に E 類型が追加されました。また、既存の類型のうち、A 類型及び B 類型について要件の改正が行われたほか、C 類型が廃止されました。これを受け、中小企業庁は 7 月 8 日、本税制に関する複数の資料の更新や公表を行いました。たとえば以下の資料が更新・公表されています。

【全類型共通】

- 経営力向上計画策定の手引き (*1)（PDF 1,462KB）
- 中小企業等経営強化法に基づく支援措置活用の手引き (*1)（PDF 1,238KB）

今回更新されたこれらの資料では、改正の内容が反映されています。特に「中小企業等経営強化法に基づく支援措置活用の手引き」の P.8～10 では、E 類型の適用手続き等がまとめられています。

【A 類型】

- 中小企業等経営強化法における経営力向上設備等に関する税制措置に係る工業会証明書の取得の手引き (*2)（PDF 209.6KB）

A 類型では、改正により、生産性向上の指標がそれまでの「生産効率、エネルギー効率、精度その他の経営力の向上に資するもの」から「単位時間当たり生産量、歩留まり率、投入コスト削減率」とされました。今回更新されたこの手引きでは、改正後の指標の具体例が紹介されています。

© 2025 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

【E 類型】

- 中小企業等経営強化法の経営力向上設備等のうち経営規模拡大設備等（E 類型）に係る経済産業大臣確認の取得に関する手引き[*3]（PDF 303.2KB）

E 類型については、経営力向上計画の申請の前に、経営規模拡大設備等（投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備等）について経済産業大臣の確認を受ける必要があります。今回新たに公表されたこの手引きでは、経済産業大臣の確認を受けるための手続きが、図を用いて説明されています。また、経済産業大臣の確認申請を行う場合には、別途「100 億企業成長ポータルサイト」において「100 億宣言」を行う必要があることが示されています。

- 中小企業等経営強化法の経営力向上設備等のうち経営規模拡大設備等に関する投資計画に係る実施状況報告及び中小企業等経営強化法施行規則第 16 条第 3 項の投資計画における供用事業年度の給与増加割合に関する報告の手引き[*3]（PDF 142.1KB）

経営規模拡大設備等に関する投資計画について経済産業大臣の確認書の交付を受けた場合には、投資計画実施状況報告書や供用事業年度の給与増加割合に関する報告書を、確認書の交付を受けた経済産業局に提出する必要があります。今回新たに公表されたこの手引きでは、これらの報告書を提出するための手続きが案内されています。

[*1] この資料は、「経営力向上支援」のページに掲載されています。

[*2] この資料は、「工業会等による証明書について（中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書）」のページに「工業会証明書の取得の手引き」という名前で掲載されています。

[*3] この資料は、「経済産業大臣による確認書について（中小企業等経営強化法の経営力向上設備等のうち経営規模拡大設備等に関する投資計画に係る経済産業大臣確認）」のページに掲載されています。なお、このページには、経済産業大臣に対する確認申請書及び実施状況報告書並びに供用事業年度の給与増加割合に関する報告書等の様式も掲載されています。

© 2025 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

KPMG 税理士法人

〒106-6012
東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー
TEL: 03-6229-8000
FAX: 03-5575-0766

〒530-0005
大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F
TEL: 06-4708-5150
FAX: 06-4706-3881

〒450-6426
愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12
大名古屋ビルヂング26F
TEL: 052-569-5420
FAX: 052-551-0580

〒600-8216
京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町843-2
日本生命京都ヤサカビル7F
TEL：075-353-1270
FAX：075-353-1271

〒730-0031
広島県広島市中区紙屋町2-1-22
広島興銀ビル7Ｆ
TEL: 082-241-2810
FAX: 082-241-2811

〒810-0001
福岡県福岡市中央区天神1-12-14
紙与渡辺ビル8F
TEL: 092-712-6300
FAX: 092-712-6301

info-tax@jp.kpmg.com
kpmg.com/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2025 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.